

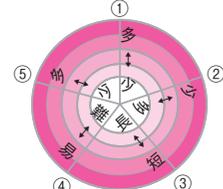
# 最新 助成金・奨励金の新設・改廃総まとめ

社会保険労務士 中西 幸一

平成24年度の改正内容は、全体として小ぶりなものとなりました。震災特例などは徐々に縮小され、言わば平時に戻りつつあるようです。本稿では、平成24年2月号以降に新設・改正された助成金制度を中心に、各制度の概要および改正内容、受給のポイントを解説します。

また、各制度のメリットなどを視覚化して比較するものとして、各助成金の①受給額、②手続きの煩雑さ、③申請から受給までの期間、④受給要件の厳しさ、⑤対象事業主の範囲のそれぞれの評価を点数化し、レーダーチャート方式で表示しています。筆者の独断によるものですが、よろしければご参考にしてください。

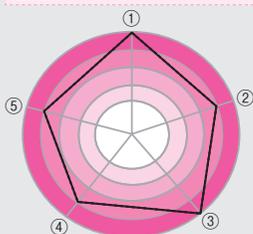
レーダーチャートの見方



レーダーチャートの実線は改正後の評価を、点線は改正前の評価を表します。

本稿で取り上げる助成金・奨励金		頁	本稿で取り上げる助成金・奨励金		頁
<b>1</b> 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金	改正	22	<b>7</b> 試用雇用（トライアル雇用）奨励金	拡充	27
<b>2</b> 労働移動支援助成金（再就職支援給付金）	改正	23	<b>8</b> 被災者雇用開発助成金	拡充	28
<b>3</b> 中小企業定年引上げ等奨励金	改正	24	<b>9</b> 地域再生中小企業創業助成金	改正	29
<b>4</b> 高齢者職域拡大等助成金	改正	25	<b>10</b> 成長分野等人材育成支援事業（震災特例）	拡充	29
<b>5</b> 高齢者労働移動受入企業助成金	新設	26	<b>11</b> 子育て期短時間勤務支援助成金	改正	30
<b>6</b> 実習型雇用支援事業	改正	27	<b>12</b> 介護労働環境向上奨励金 (旧：介護労働者設備等導入奨励金)	拡充	31

## 1 改正 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金



評価

- ①受給額：5 ②手続きの煩雑さ：4  
③申請から受給までの期間：5 ④要件の厳しさ：4  
⑤対象範囲：4

コメント

今回の改正は、震災の特例にかかる要件変更だけで、大きな変更はありません。依然として魅力の大きい助成金です。対象となる企業では積極的に活用したいものです。

### (1) 制度の概要

景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向させる事業主に対して、休業等にかかる手当、出向にかかる賃金等の負担の一部を助成する制度です。

### (2) 震災特例適用要件の改正 (平成24年3月11日施行)

東日本大震災から1年が経過し、震災特例の適用要件が改正されました。震災後

徐々に生産等が回復していても、震災前（前々年同期）と比べて10%以上低い水準であれば、助成金の適用が受けられます。

#### ① 特例対象事業主

##### ア) 被災地域事業主

青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉・新潟・長野の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主

##### イ) 被災地関連事業主

上記ア)の事業所と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量の3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主

##### ウ) 2次下請等事業主

上記イ)の事業主と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量の2分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主

## ② 特例内容

生産量または売上高の減少の確認について、最近3カ月の平均値とその直前の3カ月、または前年同期との比較に加えて、前々年同期との比較も可能となりました。ただし、前々年同期と比較する場合は、10%以上減少していることが必要です。

なお、震災の影響を受けた事業主などへの特例のうち、生産量または売上高の確認期間を「最近3カ月」から「最近1カ月」とする特例措置は、平成24年3月10日をもって終了しました。

## (3) 震災特例の適用期限

東日本大震災に伴って設けられた以下の特例措置の適用期限については、平成24年

5月1日までです(支給対象期間の初日が平成24年5月1日までにある場合に適用)。

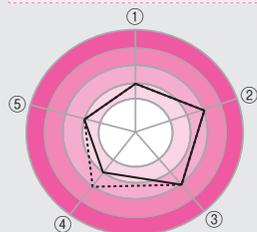
- ① 特例の支給対象期間(1年間)においては、これまでの支給日数にかかわらず、別枠で最大300日の受給を可能とする。
- ② 通常は対象にならない被保険者期間が6カ月未満の従業員も、助成対象とする。

## (4) 受給のポイント

震災の特例として確認期間の要件緩和などが行われていましたが、震災から1年を経過したのを機に生産量要件は若干厳しくなり、その他の特例は経過措置を経て廃止ということのようです。

しかしながら、もちろん被災地以外でも通常の要件で活用できますし、依然として魅力の大きい助成金であることは間違いありませんので、売上の減少などの要件を満たし、休業や教育訓練を行う事業所では積極的に利用したい助成金です。

## 2 改正 労働移動支援助成金(再就職支援給付金)



評価	①受給額：2	②手続きの煩雑さ：3	③申請から受給までの期間：3	④要件の厳しさ：2(厳格化)	⑤対象範囲：2
----	--------	------------	----------------	----------------	---------

**コメント** 今回の改正では、要件が厳しくなり、受給額は一部助成率の引上げもありますが上限は変わらないなど、ほとんどメリットはないと思われます。

## (1) 制度の概要

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し、民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金を支給する制度です。

## (2) 改正内容

- ① 対象事業主の要件に、「求職活動などのために休暇を付与し、その休暇日に、

通常支払われる賃金の額以上を支払ったこと」という要件が追加されました。ただし、平成24年3月31日以前に離職した労働者については、4月1日以降の申請でも従前の取扱いとなり、本要件は追加されません。

- ② 55歳以上の労働者の再就職支援について、助成率が2分の1から3分の2に引き上げられました。ただし、平成24年3月31日までに離職した労働者については、4月以降の申請についても従前の取

扱いとなり、年齢にかかわらず助成率は2分の1です。

### (3) 受給のポイント

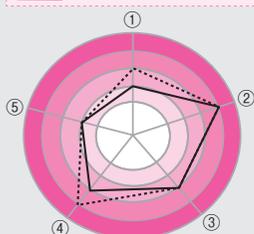
求職休暇単独の助成は廃止され、逆に休職休暇を付与することが本助成金の条件とされ、要件が厳しくなりました。55歳以上の助成率は引き上げられましたが、全体と

しては厳しくなったという印象です。

中小企業では、職業紹介事業者を介して再就職先のあっせんなどを行うケースはあまり多くないとも思われますが、大規模なリストラなどを行う場合などでは利用できるかもしれません。

本助成金を活用するためには、事前に再就職援助計画等の提出が必要です。

## 3 改正 中小企業定年引上げ等奨励金



評価

- ①受給額：2（減額） ②手続きの煩雑さ：4  
③申請から受給までの期間：3 ④要件の厳しさ：3（厳格化）  
⑤対象範囲：2

コメント

全体として受給額が削減され、要件は厳しくなりました。ただし、制度導入後すぐに申請できるようになった点では、従来より利便性が改善されています。

### (1) 制度の概要

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入またはこれらの措置と併せて高齢者の勤務時間の多様化に取り組む中小企業事業主に対して助成します。

### (2) 改正内容

- ① 平成24年4月1日以降に「希望者全員

を対象とする65歳以上70歳未満の継続雇用制度」の導入により奨励金を申請する場合は、同時に基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度を導入すること、64歳以上の雇用保険被保険者を雇用していることが必要になりました。これに伴い、平成24年3月31日をもって、「希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満の継続雇用制度」のみ導入の事業主に対する奨励金は廃止されました。

### ■別表 改正後支給額（下線部分が改正箇所）

対象措置	1～9人	10～99人	100～300人
定年の引上げ（65歳以上70歳未満）	40万円 <u>(20万円)</u>	60万円 <u>(30万円)</u>	80万円 <u>(40万円)</u>
定年の引上げ（70歳以上） 定年の定め廃止 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	40万円 <u>(20万円)</u>	80万円 <u>(40万円)</u>	120万円 <u>(60万円)</u>
希望者全員の65歳以上70歳未満までの継続雇用制度導入と同時に労使協定に基づく基準該当者を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	20万円 <u>(支給なし)</u>	30万円 <u>(支給なし)</u>	40万円 <u>(支給なし)</u>

※（ ）内の金額は、支給申請日前日において1年以上継続雇用されている64歳以上の被保険者がいない場合

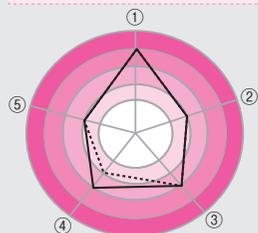
- ② 別表の通り、支給額、支給要件が見直されています。
- ③ 制度導入後の「6カ月経過」の要件が廃止されました。そのため、平成24年度以降は制度導入後直ちに申請できるようになり、また、平成23年度分も10月1日から3月31日の間に制度を導入した場合は、6カ月の運用期間を経ずに申請できるようになりました。
- ④ 平成24年4月1日以降の定年の引上げ、継続雇用制度の導入または定年の廃止を実施したことにより、本奨励金の支給を受けたことがある場合は、支給されません。

### (3) 受給のポイント

今回は、支給額が削減され、また一部要件が厳しくなるなど、全般的にメリットが削減される方向での改正となりましたが、「6カ月の運用」という要件が緩和され、制度導入後すぐに申請ができるようになったという点は、特筆できると思います。

金額面のメリットはさらに少なくなり、継続雇用に伴う人件費増を助成金だけで賄うことは難しいと思いますが、賃金の見直しなどと併せて定年延長などにより高齢者を積極的に活用とする企業には、利用する価値があるでしょう。

## 4 改正 高年齢者職域拡大等助成金



評価	①受給額：4	②手続きの煩雑さ：2	③申請から受給までの期間：3	④要件の厳しさ：3（緩和）	⑤対象範囲：2
----	--------	------------	----------------	---------------	---------

**コメント** 一部要件が緩和されるなど、若干使い勝手は良くなりました。受給額は比較的大きいので、うまく活用できればメリットはあるでしょう。

### (1) 制度の概要

高年齢者の意欲と能力を生かすため、希望者全員が65歳まで働くことができる制度の導入または70歳以上まで働くことができる制度の導入と併せて高年齢者の職域の拡大や高年齢者の雇用管理制度の構築に取り組み、高年齢者が生き生きと働ける職場の整備を行う事業主に対し、当該取組にかかる経費の3分の1に相当する額を、500万円を限度として支給します。

### (2) 改正内容

支給要件の一部が、次の通り緩和されました。

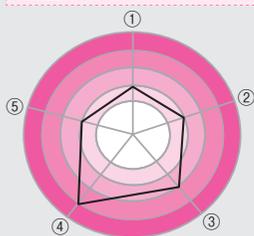
- ① 職域拡大等の措置の実施に要した経費の上限額を廃止。
- ② 「高年齢者の職域の拡大の措置」において「機械設備・作業環境・作業方法の導入・改善」を実施する場合の常用雇用の増加要件を一部廃止。

### (3) 受給のポイント

本制度は昨年新設された助成金ですが、一部要件が緩和されるなど、若干ではありますが使い勝手が良くなりました。

事前に職域拡大計画等の提出を必要とするため、手続きはやや面倒ですが、対象者の人数が多い場合には受給額も多くなりますので、メリットはあると思います。

## 5 新設 高齢者労働移動受入企業助成金



評価	①受給額：2	②手続きの煩雑さ：2	③申請から受給までの期間：3	④要件の厳しさ：4	⑤対象範囲：2
----	--------	------------	----------------	-----------	---------

**コメント** 新設助成金です。民間の有料・無料職業紹介事業者の利用が要件とされるため、活用できる企業は限られるでしょう。

### (1) 制度の概要

他の企業での雇用を希望する定年を控えた高齢者を、職業紹介事業者の紹介により、雇い入れた場合に助成金を支給する制度です。

### (2) 助成内容

他の企業への再就職を希望する定年予定者を、雇用関係給付金を取り扱うことができる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、定年の1年前の日から定年到達時までの間に、失業を経ることなく受け入れた場合に助成金を支給します。

### (3) 支給額

- ・対象者1人につき 70万円
- ・短時間労働者の場合は1人につき 40万円

### (4) 利用にあたっての注意点

- ① 65歳未満の被保険者を次のア)とイ)のいずれにも該当する条件により雇い入れた場合に支給対象となります(平成24年4月6日以降の雇入れが対象)。  
ア) 当該被保険者を雇用していた事業主が定める定年に当該被保険者が達する日から起算して1年前の日から当該定年に達する日までの間に、雇用契約を締結すること(定年退職後採用日まで一定期間空いても差支えなし)

イ) 当該被保険者を65歳以上まで雇用する見込みがあること

② 職業紹介事業者の紹介日以前に雇用の内定があった対象者を雇い入れる場合は、支給対象となりません。

③ 雇入れの翌日から起算して1年経過後までの間に当該被保険者が次のア)～エ)までに該当しない理由により雇用されていない場合は、事業所訪問等調査を行い、支給された助成金の返還を求められることとなりますので注意してください。

ア) 当該被保険者の責めに帰すべき事由による解雇

イ) 当該被保険者の都合による退職

ウ) 当該被保険者の死亡

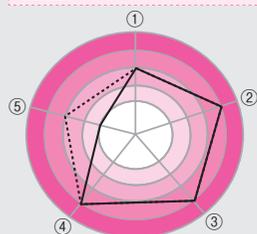
エ) 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったこと

### (5) 受給のポイント

本制度は、今年度唯一の新設された助成金です。

有料・無料職業紹介事業者経由の採用が支給要件となります。縁故採用や求人広告等による採用はもちろん、ハローワーク経由の採用でも対象となりませんので、中小企業にとってはあまり使い勝手が良くないと思われかもしれませんが、有料・無料の職業紹介事業者を積極的に活用している企業であれば利用できる場合があるかもしれません。

## 6 改正 実習型雇用支援事業



評価	① 受給額: 3	② 手続きの煩雑さ: 4
③ 申請から受給までの期間: 4	④ 要件の厳しさ: 4	⑤ 対象範囲: 1 (縮小)

**コメント** メリットの大きい助成金でしたが、被災地限定となってしまいました。

### (1) 制度の概要

十分な技能および経験を有しない求職者（東日本大震災による被災地に居住等する求職者）を、被災地の事業所において原則6カ月間の有期雇用で受け入れ、実習・座学を通じて企業のニーズに合った人材に育成し、その後、常用雇用として雇い入れた事業主に、奨励金等が支給されます。

### (2) 改正内容

平成24年4月1日より対象者および対象事業主が、以下の通り被災地限定となりました。

#### ① 対象事業主

被災地域県内（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）において実習型雇用を実施する事業主

### ② 対象者

被災地域県内のうち、次のア）またはイ）に該当する者

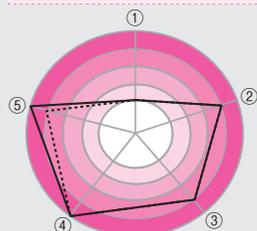
- ア）災害救助法適用市町村に平成23年3月11日現在居住していた方
- イ）災害救助法適用市町村に所在する事業所において就業していた者で、東日本大震災等による被害により離職を余儀なくされた方

### (3) 受給のポイント

本制度は、6カ月の実習期間中は毎月10万円、さらに正規雇用で100万円支給というメリットの大きい“太っ腹”な助成金でしたが、ついに今年度は被災者・被災地のみの適用となってしまいました。

受給できる企業は非常に限定されてしまいますが、ぜひとも有効に活用してほしい助成金です。

## 7 拡充 試行雇用（トライアル雇用）奨励金



評価	① 受給額: 1	② 手続きの煩雑さ: 4
③ 申請から受給までの期間: 4	④ 要件の厳しさ: 5	⑤ 対象範囲: 5 (拡大)

**コメント** 助成対象が拡大されました。助成額は少ないですが、ハローワークで採用する企業であれば積極的に利用したい助成金です。

### (1) 制度の概要

業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用

のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を、試行的に短期間雇用（原則3カ月）する場合に、奨励金が支給されます。

## (2) 改正内容

若年者トライアル雇用の対象労働者が従来の40歳未満から、45歳未満に拡充されました。

## (3) 受給のポイント

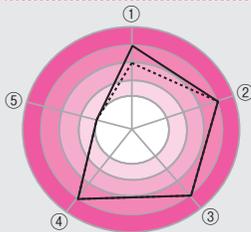
本制度は、ハローワークからの採用に適用される助成制度ですが、今回の改正で「若年者等」の対象年齢が拡充され、さらに使いやすくなりました。ちなみに45歳以上は

「中高年齢者」として従来から対象とされていまして、今回改正により年齢による制限はなくなったこととなります。

すでに利用されている方も多いと思いますが、中小企業にも広く使える助成金ですので、新規に採用を検討する場合には積極的に利用したい助成金です。

なお、利用にあたっては、あらかじめハローワークに求人票を提出する際に制度の利用を明示する必要があります。

## 8 拡充 被災者雇用開発助成金



評価

- ①受給額：4（増額） ②手続きの煩雑さ：4  
③申請から受給までの期間：4 ④要件の厳しさ：4  
⑤対象範囲：1

コメント

助成を受けられる企業は限られると思いますが、可能であれば活用していただきたい助成金です。

## (1) 制度の概要

東日本大震災による被災離職者および被災地域に居住する求職者の方（65歳未満）をハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に対して、助成金を支給する制度です。

## (2) 改正内容

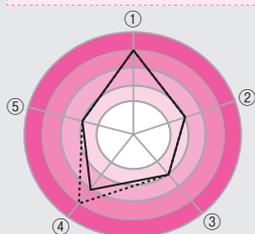
この助成金の対象者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、助成金が上乘せ（中小企業は90万円、大企業は50万円）されます。

## (3) 受給のポイント

被災者雇用開発助成金は昨年度新設され、今年度は拡充されました。10人以上の雇入れが要件とされますので、今回の拡充を活用できる企業は限られると思いますが、有効に活用してほしいと思います。

なお、被災者雇用開発助成金の本体部分では、通常、ハローワークから申請の案内などが事前に送付されてきますが、本件拡充部分については申請の案内などはないということです。申請漏れのないよう注意してください。

## 9 改正 地域再生中小企業創業助成金



評価	①受給額：4	②手続きの煩雑さ：2	③申請から受給までの期間：2	④要件の厳しさ：3（厳格化）	⑤対象範囲：2
----	--------	------------	----------------	----------------	---------

コメント

対象は21道県かつ業種限定ですので、利用できる企業は限られてしまいますが、うまく要件に適合すれば金額も大きく、メリットは大きい助成金です。

### (1) 制度の概要

地域再生事業（雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、地域再生のための雇用創出効果が高い重点産業分野に該当する事業）を行う法人を設立または個人事業を開業し、就職を希望する者（65歳未満）を雇用保険の一般被保険者として2人以上雇用した場合に、新規の創業にかかる経費および労働者の雇入れについて助成金が支給されます。

### (2) 改正内容

- ① 雇入れ奨励金の対象労働者は、ハローワーク等の職業紹介事業者の紹介によるものに限ることとなりました。
- ② 法人の代表者（または個人事業主）が、創業した事業に専ら従事することが必要となりました。
- ③ 法人の代表者（または個人事業主）も

しくは本人と生計を一にする親族が、過去3年以内に別の法人の代表者（または個人事業主）であった場合は、本助成金の申請はできないこととなりました。

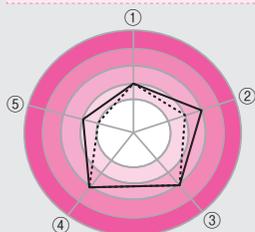
- ④ 追加雇入れ奨励金（最初の支給申請後、新たに対象労働者の要件を満たした場合に支給される奨励金）は、すでに支給申請した対象労働者から離職者が出た場合、その人数を差し引いた人数分で支給されることとなりました。

### (3) 受給のポイント

本助成金は、雇用失業情勢が厳しい21道県において地域の重点分野（地域再生分野）で創業する場合に受給できる助成金ですが、今改正では要件が厳しくなる方向での改正となりました。

全体として、創業に関する助成金は厳しくなる方向にあるようです。

## 10 拡充 成長分野等人材育成支援事業（震災特例）



評価	①受給額：2	②手続きの煩雑さ：3（簡素化）	③申請から受給までの期間：3	④要件の厳しさ：3	⑤対象範囲：2（拡大）
----	--------	-----------------	----------------	-----------	-------------

コメント

少しずつ要件が緩和され、手続きも簡素化されてきてはいますが、被災地以外では業種限定でもあり、依然として「使いにくい」助成金であることには変わらないようです。

### (1) 制度の概要

東日本大震災による被災者を新規雇用・

再雇用した中小企業事業主が、その労働者にOff-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせ合わせた職業訓練を行う場合は、業種を問

わず訓練費を助成します。

## (2) 改正内容

平成24年5月2日よりOff-JTのみの訓練を行う場合は、以下の通り制度が拡充されました。

- ① これまで助成対象とならなかった平成23年5月2日以降に新規に雇い入れた労働者についても、新たに助成対象となります。
- ② 訓練コース数の制限が廃止されました

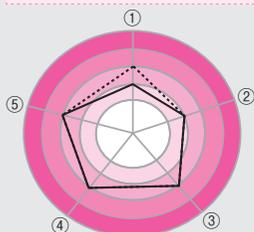
(これまでは3コースまで)。

- ③ 被災者雇用開発助成金との併給が可能となりました。
- ④ 申請手続きが、一部簡素化されました。

## (3) 受給のポイント

本来、この制度は業種限定ですが、被災地・被災者に対象を限定して業種の制約がなくなっています。今回の拡充によりOff-JTに限って助成対象が広げられるなど、若干使いやすくなりました。

## 11 改正 子育て期短時間勤務支援助成金



評価

- ①受給額：2 (減額)
- ②手続きの煩雑さ：2
- ③申請から受給までの期間：3
- ④要件の厳しさ：3
- ⑤対象範囲：3

コメント

今回の改正で受給額が大きく削減されてしまいましたが、短時間勤務制度導入後初めての利用者が出ればもらえる助成金ですから、要件に該当するならば活用したい助成金です。

## (1) 制度の概要

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、初めて利用者が出た場合に助成金を支給する制度です。

## (2) 改正内容

### ① 支給額の改定 (平成24年4月1日実施)

平成24年4月1日より支給額が以下の通り変更されました。

小規模事業主 (常用労働者数100人以下)	
1人目	40万円 (従来70万円)
2～5人目	15万円 (従来50万円)
中規模事業主 (常用労働者数101人から300人)	
1人目	30万円 (従来50万円)
2～10人目	10万円 (従来40万円)
大規模事業主 (常用労働者数301人以上)	
1人目	30万円 (従来40万円)
2～10人目	10万円 (従来15万円)

### ② 小規模事業主に関する要件改定 (平成24年7月1日実施)

育児・介護休業法の全面施行に伴い、支給要件を従来の「少なくとも3歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度」から「少なくとも小学校の就学の始期に達するまで子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度」に改正されました。

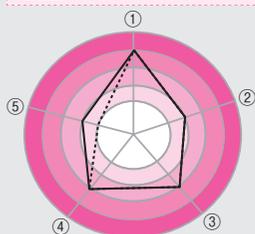
## (3) 受給のポイント

今回の改正により、支給額は大幅に削減されてしまいました。しかしながら、子育て期の労働者に対する短時間勤務制度などは導入するのが時代の流れでもあるでしょうから、対象となる労働者が出たらこのような助成金も積極的に活用したいところです。

12

拡充

## 介護労働環境向上奨励金(旧:介護労働者設備等導入奨励金)



評価

- ①受給額：4 ②手続きの煩雑さ：2  
③申請から受給までの期間：3 ④要件の厳しさ：3  
⑤対象範囲：2（拡大）

コメント

介護事業者限定の助成金ですが、今回の改正で助成の対象が拡大されました。うまく使うことができれば、メリットも大きい助成金です。

## (1) 制度の概要

介護労働者の身体的負担の軽減、賃金など処遇の向上、労働時間などの労働条件、職場環境の改善などの雇用管理の改善を総合的に進め、介護労働者の労働環境の向上を図った事業主のための助成金です。事業主が行った雇用管理改善の内容に応じて「介護福祉機器等助成」と「雇用管理制度等助成」の2種類の助成があります。

## (2) 改正内容

- ① 名称が「介護労働環境向上奨励金」に変更されました。
- ② 新たに、「雇用管理改善に資する制度の導入」が助成対象となりました。
- ③ 支給対象となる「介護福祉機器」から「ベッド」が除外されました。

## (3) 「雇用管理改善に資する制度の導入」に対する助成内容

## ① 主な支給要件

- ア) 事前に認定を受けた「雇用管理制度整備等計画」に基づき、雇用管理改善に資する制度の導入・適用を行うこと
- イ) 計画期間の終了後の事業所職員の定着率が80%以上であること
- ウ) 介護労働者雇用管理責任者を選任していること

## ② 支給内容

介護労働者の評価・処遇制度の導入、教

育訓練計画の整備・改善などに要した費用の2分の1が支給されます。ただし、導入する制度の内容に応じて以下の額を上限とし、総額で100万円が上限となります（介護福祉機器導入の支給とは別枠）。

また、制度の導入についての助成を受けた事業主のうち、新規サービスを開始した事業主が一定の要件を満たした場合には、支給額に10万円が加算されます。

- ア) 増員に関する措置：30万円
- イ) 体系的処遇改善に関する措置：40万円
- ウ) 報酬管理に関する措置：40万円
- エ) 労働時間管理に関する措置：40万円
- オ) 能力開発に関する措置：20万円
- カ) 健康管理に関する措置：20万円

## (4) 受給のポイント

名称変更とともに、雇用管理改善に資する制度の導入に対する助成が拡充されました。昨年廃止された「介護雇用管理制度等導入奨励金」が形を変えて復活したイメージです。

介護事業者限定ではありますが、人事評価制度の導入や賃金制度の導入などに対する助成などの他、求人広告の費用などにも助成されますので、比較的使い勝手はよいのではないかと思います。定着率の要件には注意が必要です。

なお、これらの助成を受けるためには、あらかじめ当該計画の認定を受ける必要があります。

### 13 支給申請期間の延長

以下の助成金は、従来、支給申請期間は、支給対象期の末日の翌日から1カ月以内とされていましたが、平成24年4月1日以降に支給申請期間を迎えるものから、申請期間が2カ月に延長されました。

- ・ 試用雇用（トライアル雇用）奨励金
  - ・ 実習型試用雇用奨励金（正規雇用奨励金）
  - ・ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
  - ・ 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金
  - ・ 3年以内既卒者育成支援奨励金（※）
  - ・ 若年者等正規雇用化特別奨励金（※）
  - ・ 特定就職困難者雇用開発助成金
  - ・ 高年齢者雇用開発特別奨励金
  - ・ 被災者雇用開発助成金
- （※）平成24年3月31日で制度終了

### 14 廃止された助成金・奨励金

以下の助成金・奨励金は、平成24年3月31日をもって廃止されました。

- ・ 求職活動等支援給付金
- ・ 若年者等正規雇用化特別奨励金
- ・ 高年齢者雇用確保充実奨励金
- ・ 障害者就業・生活支援センター設立準備助成金
- ・ 建設業離職者雇用開発助成金
- ・ 3年以内既卒者育成支援奨励金

以下の奨励金は、震災特例措置を除き、平成24年6月30日で終了いたしました。

- ・ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
- ・ 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

#### 【執筆者略歴】 中西 幸一（なかにし こういち）

平成11年、中西社会保険労務士事務所として開業し、平成19年、新都心社会保険労務士事務所に改称。開業以来13年にわたり、労働社会保険や就業規則などはもとより、助成金と給与計算に強い社労士として、中小企業の経営を人事労務面からサポートし続けている。



7月15日頃発売

注目の各種助成金を収録！

## 平成24年度版 知って得する助成金活用ガイド

社労士助成金実務研究会 編 A4判 40頁 定価630円（本体600円+税）

雇用創出、人材の雇入れ、能力開発、雇用管理改善を行う事業主が受けられる助成金を、わかりやすくコンパクトに解説。

気になる助成金がすぐに探せる！

- ★ 受給要件別インデックス付
- ★ 問合せ先別マルチインデックス付

必要な情報がパッとわかる！

- ★ 助成金を受けられる事業主
- ★ 支給額
- ★ 申請手続

事業主から注目を集めている各種助成金を収録！

- ★ 実習型試用雇用奨励金
- ★ 特定求職者雇用開発助成金
- ★ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金
- ★ 介護労働環境向上奨励金
- ★ 均衡待遇・正社員化推進奨励金
- ★ 障害者初回雇用奨励金
- ★ 両立支援助成金
- ほか

※ご注文は、クリーム色のページに掲載の「日本法令 新刊・実務図書のご案内」の注文書をご利用ください。